

秋田県週休2日制工事に関する建設部運用

秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、建設部の運用を次のとおり定める。なお、港湾・空港工事及び営繕工事については、別途定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

＜現場閉所困難工事の例＞

- ・道路、河川等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））

- 2 要綱第2条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。

- ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
- ②工事全体を一時中止している期間
- ③夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間
- ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

- 3 要綱第2条(3)の「対象期間」について、受注者の責によらない災害対応や現場条件、気象条件の変化等により週休2日の確保が難しいと想定される場合は、受発注者間で協議のうえ、該当期間を対象外とするなど、柔軟に対応すること。

ただし、現場閉所による週休2日または交替制による週休2日ともに、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合であっても、必要最小限の期間とし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】

- ・発注者が想定している猛暑、降雨日等の日数を上回る場合
- ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象
- ・工事用地等の確保ができず、施工できない場合・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む）
- ・文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
- ・関連工事との調整により施工ができない場合

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日（土日）において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休2日（土日）を達成したものとみなす。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- 2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙3-1 履行報告書に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日交替制において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事

の完成をもって当該週の作業が終了となるため、工事完成日の翌日以降を休日とし、完全週休2日交替制を達成したものとみなす。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、完全週休2日（土日）工事により発注することを原則とする。

（1）完全週休2日（土日）

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日は必須）

- 2 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、完全週休2日交替制工事により発注することを原則とする。

（1）完全週休2日交替制

受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式（通期の週休2日交替制は必須）

◎：原則、○：選択

分類 選定要件	指定の有無	完全週休2日（土日） 月単位の週休2日 通期の週休2日 （現場閉所）	
		完全週休2日（土日） 月単位の週休2日 通期の週休2日 （現場閉所）	完全週休2日（土日） 月単位の週休2日 通期の週休2日 （交替制）
現場閉所が可能な場合	完全週休2日（土日）工事	◎	—
現場閉所が困難な場合	完全週休2日交替制工事	—	◎

- 3 完全週休2日（土日）工事及び完全週休2日交替制工事において、受注者は工事着手前に週休2日の取組について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書に、週休2日制工事であること（週休2日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工事成績評価）

- 1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。

なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。

- 2 要綱第5条の【完全週休2日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、③についても同様とする。
- 3 要綱第5条の【完全週休2日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

- 1 土木工事における積算は、各経費への補正を行わない。

要綱第8条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事（新設及び修繕・補修）については、「Ⅰ．秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準（案）による場合」により工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休2日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。
- 3 各種参考様式（別紙2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月27日技管-997 一部改正）

この運用は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成30年10月15日技管-514 一部改正）

この運用は、平成30年10月15日から施行する。

附 則（令和元年6月7日技管-169 一部改正）

この運用は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年3月13日技管-733 一部改正）

- 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和2年9月8日技管-299 一部改正）

- 1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、令和2年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う建設工事から適用する。

附 則（令和3年3月11日技管-584 一部改正）

この運用は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月7日技管-161 一部改正）

この運用は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月9日技管-341 一部改正）

この運用は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日技管-693 一部改正）

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日技管-764 一部改正）

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月1日技管-542 一部改正）

この運用は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日技管-1120 一部改正）

この運用は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日技管-933 一部改正）

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日技管－374 一部改正）

- 1 この運用は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和6年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。

附 則（令和7年9月5日技管－388 一部改正）

- 1 この運用は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和7年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。

附 則（令和8年9月2日技管－429 一部改正）

- 1 この運用は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制工事に関する建設部運用の規定は、令和8年10月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う土木工事から適用する。

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第 1 章 総則

項 目（節）	内 容		
週休 2 日制工事の対象		完全 週休 2 日 （土日）	・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日（土日））である。 ・ 受注者は、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。
		完全 週休 2 日 交替制	・ 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（完全週休 2 日交替制）である。 ・ 受注者は、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交替制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・ 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。